

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 455

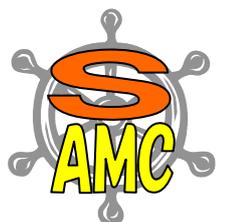
2025年 5 月号 MAY



今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まります。

- ／ 令和7年度の主な税制改正
- ／ 新たな年収の壁
- ／ はしやすめ ・母の日
- ／ 税務まめ辞典 ・LED照明への切り替え費用



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和7年度の主な税制改正

先月号（インフォメーションNo.454）でお知らせしました給与所得控除や基礎控除の他にも改正されたものをいくつかご紹介します。

所得税の扶養の範囲内の給与収入（合計所得金額）が変わりました

これまで年間の給与収入103万円（合計所得金額48万円）を超えると扶養控除や配偶者控除の対象外となっていました。今回の改正により令和7年からは給与収入123万円（合計所得金額58万円）以下であれば扶養控除や配偶者控除の対象となります。

特定親族特別控除の創設

配偶者や青色事業専従者を除く19歳以上23歳未満の大学生年代の扶養親族について「特定親族特別控除」が創設されました。これまで給与収入が103万円を超えると特定扶養控除63万円を受けることができませんでしたが、今回の改正により令和7年からは扶養親族の給与収入（合計所得金額）に応じて最大で63万円（住民税は最大45万円）の所得控除が受けられます。

	19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (下段は給与収入)		控除額	
			所得税	住民税
特定扶養控除	改正前	改正後	63万円	45万円
	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)		
特定親族特別控除		58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円	45万円
		85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円	
		90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円	
		95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円	
		100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	
		105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円	
		110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円	
		115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円	
		120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円	

複数のアルバイトを掛け持ちしている場合はその合計額となります。

例えば大学生の子がアルバイトで年収123万円を超えても150万円までなら親は63万円の所得控除が受けられます。また、150万円を超えてもすぐに控除額が0円にはなりません。

注意が必要なのは年収が130万円を超えると親の健康保険の扶養から外れ、子が新たに国民健康保険へ加入しなければならないことや、奨学金の審査に影響が出ることがあります。

新たな年収の壁



税制改正により所得税が非課税となる年収は最大で160万円に引き上げられましたが、一方で社会保険料がかかる106万円の壁、社会保険の扶養から外れる130万円の壁は依然として残り、議論は進んでいないのが現状です。

今後、パートやアルバイトに対する社会保険加入要件が順次撤廃される予定になっています。それも踏まえて新たな年収の壁を確認していただければと思います。

【税の年収の壁】

年収	住民税	所得税	配偶者控除 配偶者特別控除	扶養控除 特定親族特別控除
108万円以下	なし	なし	配偶者控除あり ※本人の所得が1,000万円超だと控除なし	扶養控除あり
108万~123万円	かかる		収入123万円~201万円までで最大38万円の配偶者特別控除が段階的に減少 ※本人の所得が1,000万円超だと控除なし	収入123万円~188万円までで最大63万円の特定親族特別控除が段階的に減少
123万~150万円				
150~160万円				
160万円超	かかる			

【社会保険の年収の壁】

106万円の壁 ※本人が勤務している場合

従業員51人以上の企業に勤務している場合、以下のすべての項目に当てはまる方が加入対象者

- ①週の所定労働時間が20時間以上、
- ②2ヶ月を超える雇用の見込がある方、
- ③学生ではない
- ④所定内賃金（基本給及び諸手当）が月額8.8万円以上

※通勤手当・家族手当・残業代・精皆勤手当・賞与等は含まない

今後、以下のスケジュールで社会保険の加入要件が変更される予定です。

- 2026年10月には収入要件が撤廃予定（上記の①~③に該当する場合は加入）
- 2027年10月には従業員21人以上の企業が対象の予定
- 2028年10月には人的規模要件が撤廃予定
- 2029年10月には従業員5人以上の個人事業者も対象の予定（現在は農業・漁業・飲食サービス業・理美容業・宿泊業など一部の業種で5人以上でも非適用）

130万円の壁 ※社保の扶養に入る場合

会社員に扶養されるパート・アルバイト従業員である配偶者は「第3号被保険者」と呼ばれ、年収が130万円（従業員51人以上であれば106万円）までであれば国民年金や国民健康保険の負担はありません。

最低賃金の引き上げにより年収の壁を意識して労働時間を抑えると、結果的に人手不足となる企業が増えることとなります。

そこで政府は原則、企業5：従業員5の労使折半となっている社会保険料の負担を従業員50人以下の法人や5人以下の個人事業者を対象に、パート・アルバイトの年収に応じて最大で企業9：従業員1に変動でき、企業が肩代わりした保険料を還付する特例を2026年4月に導入する方向で検討が進められています。

はしやすめ

母の日



母の日は、「日頃の母の苦勞をねぎらい、母に感謝を伝える日」ですが、その起源は国ごとに異なり、母の日もバラバラです。

日本では毎年5月の第2日曜日を「母の日」と定めていますが、その由来はアメリカから来ています。アメリカの母の日はアンナ・ジャービスという女性がなくなった母の死をきっかけに、「生きている間に母への感謝の気持ちを伝えるべきだ」と働きかけて1908年5月の第2日曜日に教会で追悼式を開き、祭壇に母が好きだった白いカーネーションを飾ったのが始まりとされています。

アンナの母親である社会活動家の「アン・ジャービス」は1861年から1865年にかけて行われたアメリカの内戦である「南北戦争」において敵味方関係なくケガをした兵士を看護し多くの命を救ったといわれています。

日本では明治時代末期に教会で「母の日」をお祝いしていたようですが、昭和6年に「大日本連合婦人会」が結成された際に、その当時の皇后の誕生日であった3月6日を母の日と決めましたがあまり定着しませんでした。

その後、昭和12年5月にお菓子メーカーの森永製菓の呼びかけで、かつて東京にあった遊園地「としまえん」で「森永母の日大会」が開催されました。この時20万人が無料で招待され、母の日は全国的に広まっていったといわれています。

母の日にカーネーションを贈るのはアンナが追悼式の際に飾ったのが由来とされていますが、カーネーションの花言葉は色によって異なります。赤色は「母への愛」、白色は「尊敬」、ピンク色は「感謝」、紫色は「気品」、オレンジ色は「純粋な愛」、黄色は「友情」となっています。

ちなみに白いカーネーションはアンナが祭壇に飾っていたことから「私の愛情は生きている」という花言葉もあり“亡き母を偲ぶ花”とされているため母親がご存命の場合は避けたほうがよいでしょう。

税務まめ辞典

LED照明への切り替え費用

令和5年にスイスで開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を令和9年12月末までに段階的に廃止されることが決まり、今後事業所においても蛍光灯からLED照明への切り換えが必要となってきます。

節電効果が高く寿命が長いLED照明への切り替えはすでに多くの事業所で行われていますが、元々取り付けてあった蛍光灯からLED照明への切り替えの際に工事が必要なケースがあります。基本的には専門の業者に工事の有無を確認することになりますが、照明器具には「安定器」という電流を一定の値に安定させる装置が必要になります。その安定器を経由したまま使用できる「工事不要LED照明」がありますが、安定器の寿命は10年ほどとなっていますので、LED照明自体が劣化していなくても安定器の故障により点灯しないということもあります。

税務の話に戻りますが、蛍光灯からLED照明に切り替えることで節電効果や証明器具の使用可能期間が向上したとしても建物附属設備としての価値が高まったとは言えないため高額となった場合でも「修繕費」として損金や必要経費として計上して構いません。

ただし、LED照明の切り替えに伴い建物全体の配線工事を行ったり、新たに照明器具を設置する場合は「建物の価値が高まった」として資産計上しなければならないケースもありますので注意が必要です。